

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 下水道河川部下水道河川総務課

番号 5

許認可等の内容		下水道使用料の免除の決定
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市下水道条例第18条
審 査 基 準	関係条項	茅ヶ崎市下水道条例第15条
	基準 (未設定の場合は その理由)	(1) 公共下水道への接続が認められること。 (下水道使用料の賦課対象であること。) (2) 茅ヶ崎市下水道条例18条の要件に合致していること。 (3) 災害の証明書類を持参していること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定(平成30年9月20日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 7 日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成9年10月1日設定(平成18年11月1日最終変更)